

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度大紀町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況(予定)については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 200,000 千円
 うち 社会保障財源化分 114,080 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 478,630 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	314,341	205,604	14,000	0	94,737	58,380
		小計	314,341	205,604	14,000	0	94,737	58,380
	児童福祉	児童福祉費	69,528	25,394	21,000	354	22,780	14,038
		母子父子福祉費	5,352	1,890	0	0	3,462	2,133
		小計	74,880	27,284	21,000	354	26,242	16,171
	合計	389,221	232,888	35,000	354	120,979	74,551	
衛生費	保健衛生	保健対策費	27,490	522	0	2,595	24,373	15,020
		予防費	61,919	22,064	0	83	39,772	24,509
		合計	89,409	22,586	0	2,678	64,145	39,529
総合計		478,630	255,474	35,000	3,032	185,124	114,080	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分